

「令和8年度宮城県北部保健福祉事務所手話学習会」

～自分で始める手話の学習方法～

の開催について

宮城県北部保健福祉事務所では、手話を学びたい方で大崎地域の住民の方などを対象とした「令和8年度宮城県北部保健福祉事務所手話学習会」を開催します。昨年は宮城県北部保健福祉事務所で初めてとなる第一回目の手話学習会を行いました。令和7年6月に施行された手話施策推進法で9月23日が「手話の日」に定められたことを受け、第二回目となる今年の手話学習会は9月に開催いたします。

手話に興味があるけれど、仕事があって手話講習会や手話サークルには通えない方など、自分のタイミングで、自分のペースで、手話に触れる提案ができたらと思っています。

報道機関の皆さまにおかれましては、ぜひ取材してくださるようお願いします。

- 1 日 程 令和8年9月15日（火）午後6時30分から午後8時まで
- 2 場 所 宮城県大崎合同庁舎 1階 大会議室
（宮城県大崎市古川旭4丁目1-1）
- 3 内 容 宮城県北部保健福祉事務所手話通訳員の菅原万由美を講師として、宮城県手話言語条例のガイドラインや簡単な手話での体験、自宅で手軽にできる手話の学習方法としてのNHK「みんなの手話」などについて学びます。
- 4 対 象 者 大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、栗原市の住民の方などで、手話を学びたい方
- 5 参 加 費 無料
- 6 申込締切 令和8年9月10日（木）
- 7 申込方法 「みやぎ電子申請システム」にアクセスし、お申込みください。
URL : <https://logoform.jp/form/GQGB/1577624>
二次元コード : 
- 8 そ の 他 詳細は別紙チラシのとおりです。